

インクルーシブ教育システムの構築に向け、教育現場の実態調査と 環境整備を求める意見書

平成25年9月に学校教育法施行令の一部改正が行われるなど、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築が推進されている。障がいのある子どもが、通常学級の授業に参加しながら、達成感や自己肯定感を育んでおり、障がいのない子どもにとっても障がい者への理解を深め、自分と異なる個性や価値観を受け入れる心が育まれている。

しかし、近年は、学習障がい、多動性障がい、高機能自閉症など、多種多様な発達特性のある児童・生徒が増加傾向にあり、教育現場において、このような児童・生徒に的確に対応するため、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要である。

このような中、本市において障がいのある児童が、他の児童に怪我を負わせるという重大な事態が起き、被害にあった児童はもちろんのこと、他の児童や保護者などにもインクルーシブ教育に対する懸念を抱かせてしまうこととなった。

このような暴力的事案が発生し、子どもの安全が脅かされることは由々しき問題であり、対応を誤ると、通常学級の児童・生徒の障がい者に対する差別意識や偏見につながる懸念される。

よって、国においては、共生社会の構築のため、下記の事項に早急に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 全国の教育現場における、障がいのある子どもによる暴力行為の実態を調査すること。
- 2 適切な人員配置や教職員等の専門性の確保と向上など、より良いインクルーシブ教育システムの構築に向けて環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和7年3月25日

宇都宮市議会

内閣総理大臣	}	宛て
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		
衆・参両院議長		